

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

3 重大事態調査結果の説明・報告		法、基本方針等の 記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
2	地方公共団体の長への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨予め説明すること	● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁	
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁	
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること	● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁	
6	教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	
4 重大事態調査結果の公表検討		法、基本方針等の 記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	● ガイドライン13～14頁	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	● ガイドライン13～14頁	
3	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	● ガイドライン13～14頁	

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。